

今治市自主防災組織交付金交付要綱

(目的)

第1条 今治市地域防災計画に基づき、住民の自主防災組織の構築、維持、発展のため、今治市自主防災組織交付金（以下「交付金」という。）を交付することを目的とする。

(定義)

第2条 用語の定義は次に定めるところによる。

- (1) 対象地区とは、旧市における各小学校区、及び各支所の区域をいう。
- (2) 防災会事務局長とは、今治市地域防災計画における対象地区の地区会長をいう。
- (3) 交付対象期間とは、毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。

(交付金の額)

第3条 交付金の額は毎年9月1日を基準日として次の各号の合計金額とする。

(1) 組織率割

対象地区の世帯数を分母とし、対象地区の自主防災組織に加入している世帯数を分子としたときの割合により、別表1に定める金額とする。

(2) 組織数割

対象地区の自主防災組織一につき3,000円とし、120,000円を限度とする。

(交付金の交付申請)

第4条 防災会事務局長は、今治市自主防災組織交付金交付申請書（様式第1号）に、市長が必要と認める書類を添えて、毎年10月1日までに市長に提出するものとする。

(交付金の交付決定)

第5条 市長は、前条による申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは必要な条件を付して交付金を決定し、速やかに防災会事務局長に通知するものとする。

(交付金の請求等)

第6条 防災会事務局長は、前条により決定した交付金の請求をするときは、今治市自主防災組織交付金請求書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の請求書を受理した場合は、交付金を交付するものとする。

(指導)

第7条 市長は交付事業の実施に関して、必要に応じて防災会事務局長に対し、自主防災組織率向上のための活動状況、あるいは既存自主防災組織の発展のための対象地区内における合同訓練等の状況について説明を求め、あるいは指導を行うことができる。

(交付金の交付の取り消し)

第8条 市長は、交付金を交付した後、防災会事務局長が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付金の交付決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、すでに交付金が交付されているときは、5年に限りその全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) この要綱に違反したとき

(2) この要綱により提出した書類に偽りの記載があったとき

(3) その他交付事業の執行について、不正の行為があったとき

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(今治市防災交付金交付要綱の廃止)

2 今治市防災交付金交付要綱は、廃止する。

附 則 (平成25年12月5日今治市要綱)

この要綱は、平成25年12月5日から施行する。

附 則 (令和3年3月9日今治市要綱)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1

組織率区分	50%未満	75%未満	75%以上
組織率割額	10,000円	15,000円	20,000円

(宛先) 今治市長

地区名 _____

住 所 _____

事務局長 _____

今治市自主防災組織交付金交付申請書

自主防災組織の構築、維持、発展に資するため、下記金額の交付について申請します。

記

交付申請額 金 _____ 円

○内 訳

1. 組織率割 円

2. 組織数割 円

積算根拠：別紙のとおり

担当者

職（担当）

電話番号

氏名

今治市自主防災組織交付金請求書

(宛先) 今治市長

地区名 _____

住 所 _____

事務局長

氏 名 _____

金 _____ 円也

今治市自主防災組織交付金として上記金額を請求します。

上記金額の受領に関する権限を _____ に委任するので、下記の口座に振り込んでください。

金融機関名 (本・支店名) _____

預金種別 普通・当座 (○で囲んでください。)

口座番号 _____

口座名義人 _____

担当者

職 (担当)

電話番号

氏名